

一般社団法人日本畜産副産物協会が定める研修要領

7日副協第23号

令和7年4月1日

畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)実施要領(以下「実施要領」という。) 第3の4の(1)のアの(ウ)による副産物協会が定める研修要領を次のとおり定める。

第1 研修の実施期間

令和7年5月1日から同年12月末までとする。

第2 研修の実施者

都道府県若しくは農政局単位において第4に掲げる牛せき柱に関する研修会を行うことができる者は、行政機関若しくは畜産関係団体とする。

ただし、食肉事業者で牛せき柱の管理に携わる者のうち上記の研修を受講した者は、社内伝達研修を実施することができる。

また、副産物協会は、自らが研修を実施することができる。

第3 研修の受講対象者

令和7年度において畜産副産物適正処分等推進策事業（牛せき柱適正管理等推進事業）に参加する者であって、令和5年度の畜産副産物適正処分等推進策事業（牛せき柱適正管理等推進事業）に係る牛せき柱適正管理促進費の交付を受けなかった食肉事業者とする。

ただし、この場合の研修の受講対象者は、当該食肉事業者において牛せき柱管理に携わる者すべてとする。

第4 研修の内容

研修の項目は次のとおりとする。

- ① 牛せき柱の飼料・肥料への利用規制に係る関係法令に関すること。
- ② 牛せき柱の適格かつ効率的な除去・分別作業の実施に関すること。
- ③ 牛せき柱の管理記録の保管に関すること。
- ④ 牛せき柱の管理に係る情報管理の合理化に関すること。
- ⑤ 牛せき柱を含まない畜産副産物の利用方法に関すること。

第5 研修受講証の交付等

- 1 研修の実施者は、次の事項を記した研修受講証を受講者に交付する。
 - ① 研修日時
 - ② 研修実施場所
 - ③ 講師名
 - ④ 研修内容
 - ⑤ 受講者の所属と氏名
 - ⑥ 研修の実施者
- 2 社内伝達研修を実施した者は、1の研修受講証に記載する事項の内容がわかる研修報告書(実施した旨が証明できるものを添付。例:写真等)を作成する。

第6 研修実施の報告

実施要領第3の4の(1)のエの規定に基づき提出する畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)牛せき柱適正管理促進費交付申請書に添付する研修報告書は、第5の1の研修受講証及び第5の2の研修報告書の写しとする。

(参考)

畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）実施要領
＜抜粋＞

平成23年4月27日付け23農畜機第469号承認

平成23年4月25日付け23日副協第42号

最終改正 令和7年4月3日付け 7農畜機第47承認
令和7年4月1日付け 7日副協第22号

第4 事業の実施

(1) 牛せき柱適正管理促進費

ア 事業対象者

牛せき柱適正管理促進費を交付する事業対象者は、食肉の部分肉処理（枝肉を、もも、ヒレ、ロース、ばら及びかた等の部分に分割又は細切することをいう。）又は肉製品への加工を行う過程で発生する牛の骨を除去する事業者（以下「食肉事業者」という。）であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

(ア) 略

(イ) 略

(ウ) 令和6年度においてアに規定する事業対象者（以下「適正管理促進費交付対象者」という。）又は副産物協会が別に定める研修要領に基づく研修受講者であって、牛せき柱の適正処理に関する確認及び指導・監督等を行う責任者（以下「確認責任者」という。）を設置していること。

(注) 令和6年度において事業対象者であった者は、適正管理促進費交付対象者として本研修は不要となっております。

適正管理促進費交付対象者でない者が、事業対象者となる場合は、本研修に基づき、研修を受講する必要がありますのでご留意ください。